

【令和5, 6年度 森林整備等入札参加者の登録申請について】

田辺市（農林水産部 森林局 山村林業課）が発注する森林整備等の業務を受注しようとする事業者は、森林整備等入札参加者としての登録が必要です。登録を希望される事業者は、下記事項に留意の上、期限までに申請書に必要書類を添付して提出してください。

記

【入札参加資格】

- 1、申請日時時点で田辺市物品入札参加者等登録規定（平成17年田辺市規定第20号）第5条第1項又は田辺市建設工事入札に関する規定（平成17年田辺市規定第26号）第3条に基づく登録を受けている者であること。（田辺市内に有する支店・営業所等で登録を希望する場合には、当該支店・営業所等について、同既定に基づく登録を受けていること。）
- 2、申請日を基準として、同種の営業を引続き2年以上営んでいる者であること。（組織変更、合併等の事情により同種の営業を引続き2年以上営んでいる者と同様の事情と認められる者を含む。）
- 3、田辺市内に有する支店・営業所等で登録する場合は、申請日を基準として、上記2を満たしたうえ、田辺市内に支店・営業所等を設立・開設してから1年以上経過していること。

【受付期間】

令和5年10月2日（月）から令和6年12月27日（金）まで（当日消印有効）
（窓口受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで）

【登録の有効期間】

申請受付日の翌月15日～令和7年3月31日まで

【受付場所】

〒646-1192 田辺市鮎川 2567 番地の1 田辺市大塔行政局内 山村林業課
電話 0739-48-0303（山村林業課直通）

（本庁及び龍神・中辺路・本宮行政局では受け付けません。また、大塔行政局も山村林業課のみで受け付けします。）

【受付方法】

郵便又は持参

【業務の種類及び登録要件】

営業種目			備 考	登録要件
大分類	コード	小分類		
森林整備等	山1	森林整備・管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林内で実施する間伐等の森林整備、木材生産、付帯施設 ・ 森林の巡視や面積の実測等の森林管理 	<p>150 日以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある、次のいずれかに該当する専門技術者を雇用していること</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 森林法に規定する林業普及指導員資格試験に合格した者（林業専門技術員資格試験に合格した者を含む。） ② 技術士法に規定する技術士（森林部門に限る。） ③ 一般社団法人日本森林技術協会が実施した林業技士の登録を受けた者 ④ 植栽、下刈り、除間伐等の森林整備に係る実務経験（60 日/年）が 10 年以上の者 ⑤ 植栽、下刈り、除間伐等の森林整備に係る実務経験（60 日/年）が 5 年以上の者で、和歌山県林業試験場等で実施した林業技能作業士育成研修又は他府県にて行われたこれと同等の研修を修了した者
		山2	経営管理意向調査等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）に基づく森林所有者に対する経営管理意向調査及び付随する森林調査、データ整理等、経営管理権集積計画の策定に係る業務

【提出書類】

- 1、田辺市森林整備等入札参加者登録申請書 [市指定用紙]
- 2、田辺市物品入札参加者登録通知又は建設工事等入札参加資格申請受付票の写し
- 3、専門技術者名簿[市指定用紙]
登録申請する営業種目ごとに提出すること。
記入した実務経験年数が証明できる書類又はその写しを添付すること。
名簿に記載された技術者が登録要件で定める資格・登録を有する場合、当該資格書等の写しを添付すること。
- 4、技術者の常勤性が確認できる書類の写し
健康保険証、雇用保険証、健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、源泉徴収簿等の写しのうちいずれか1つ
- 5、森林整備等実績調書 [市指定用紙]
官公庁から過去3年間に受注した、参加を希望する営業種目と同種業務の主な契約実績について、登録申請する営業種目ごとに提出すること。
官公庁との契約実績が無い場合でも、「契約実績なし」と記載の上、提出すること。

営業種目			同種業務例
大分類	コード	小分類	
森林整備等	山1	森林整備・管理	① 人工造林、下刈、除間伐等の森林整備業務 ② 森林の巡視管理業務、森林の面積測量業務
	山2	経営管理意向調査等	① 経営管理意向調査業務 ② 森林情報整備、林地台帳整備、森林地理情報システム（森林GIS）に関する業務 ③ 土地及び土地利用に関する事務について、市民の意向把握や、市民との調整等を行う業務（市街地・山村活性化業務、都市・農村計画調査業務、地籍調査業務、用地測量等の補償業務など）

- 6、森林整備等入札参加者登録通知はがき
「森林整備等入札参加者登録通知はがき記入方法」参照
63円切手を貼付すること。
登録通知はがきは、登録作業が完了次第送付します。
- 7、委任状（営業所、支店等に入札や契約等に関する権限を委任する場合）
様式は任意とするが、委任事項は見積・入札・契約締結・契約の履行・代金請求と受領・復代理人の専任等、契約の履行に附帯する一切の権限とし、一部委任は認めない。
※田辺市物品入札参加者等登録規定又は田辺市建設工事入札に関する規定により登録を受けている支店・営業所等以外の者について委任することはできません。

8、事業所等の写真（田辺市内に本店を有する、又は田辺市内に有する支店・営業所等で登録希望の業者）

建物の全景写真、掲示されている社名表示の写真、郵便受け、入口等の社名表示の写真
※外部から営業活動の場であることが確認できることが必要。

9、田辺市内に支店・営業所等を設立・開設してから1年以上経過したことを確認できる書類（法人市民税申告書の写し、法人設立・開設届出書の写し、登記事項証明書（支店・営業所等が設置されており、設置日が確認できる場合のみ）等）[写し可]（田辺市内に有する支店・営業所等で登録希望の業者のみ）

注）書類の提出がない場合又は提出された書類に疑義がある場合には、市外業者として取り扱います。また、事業所等の状況等を確認するために、後日市が調査を行う場合がありますので、予めご了承ください。

【記載要領】

- 1、印刷可。手書きの場合は黒色のボールペンを使用し、楷書で丁寧に書いてください。
- 2、印鑑・ゴム印等は鮮明に押印してください。
- 3、登録申請書の提出に際しては、ファイリング等は不要です。
- 4、郵便番号（7ケタ）は必ず記入してください。

【登録について】

- 1、この申請に基づく審査の結果、登録要件を満たすと認めた場合は、田辺市森林整備等入札参加者登録名簿に登録します。※登録名簿は、情報公開の対象となります。
- 2、登録の有効期間は、申請日の翌月15日～令和7年3月31日ですが、不当な行為等があった場合や田辺市物品入札参加者等登録規定第8条又は田辺市建設工事入札に関する規定第4条に基づく登録の取消しを受けた場合は、期間途中でも登録を抹消することがあります。

なお、登録されても必ず入札に参加できる（指名される）ということではありません。

【その他】

- 1、提出部数 1部